

五島市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年11月1日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

平成 30 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(前 期)

平成 30 年 1 1 月 1 日 報 告

五 島 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
資料	監査結果の区分	6

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の目的

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき、行うものである。

第3 監査の対象

議会事務局 地域振興部（商工雇用政策課 地域協働課 再生可能エネルギー推進室 観光物産課 スポーツ振興課） 建設水道部（建設課 管理課 水道課） 水道局 消防本部・消防署（分室を含む。） 公平委員会 監査委員事務局

第4 監査の範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、財産管理に関する事務及び過去の指摘事項等に対する改善状況等については、平成30年度も監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

【監査の重点項目】

- (1) 収入に関する事務の執行（市税を除く。）
- (2) 支出に関する事務の執行（食糧費及び委託料に限る。）
- (3) 財産管理に関する事務の執行（備品に限る。）
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

第5 監査の期間

平成30年6月11日から同年8月31日まで

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、財産管理に関する事務について、現地に赴き、その適否を監査した。

第7 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

2 指摘事項等

(1) 収入に関する事務について

<指導事項>

- ① 福江武道館の登録団体利用に係る使用料について、年度末にまとめて納付されているものが見受けられた。当該使用料については、五島市武道館条例別表に「登録会員1人月額に会員数を乗じた額を毎月納付する」と規定されているので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(スポーツ振興課)

- ② 道路及び河川の占用料において、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付状況を適宜把握し、納付の督促をされたい。

(管理課)

<意見>

市営住宅使用料及び水道使用料については、依然として過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、これらの使用料については、債務者の死亡、破産等により回収不能が明らかな未収金を長期間にわたり管理している。また、債権の管理について、事務処理の基準等が定められておらず、職員の認識や取扱いに相違が生じている。債権の管理については、平成28年度決算及び平成29年度決算の審査において意見を付したところであるが、市として不納欠損処理等の統一的な基準を定めるなど、公平かつ公正な市民負担の確保と債権管理の適正化を図られたい。

(建設課 水道課・水道局)

(2) 支出に関する事務について

ア 食糧費について

<指導事項>

1 件が 2 万円を超える食糧費の使用の決定は部長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程の定めるところにより適正に処理されたい。

また、観光物産課において運用している五島市東京事務所福岡事務所食糧費執行基準（以下「食糧費執行基準」という。）では、懇談会費等の経費について、1 人当たりの基準額を 5 千円以内と定めているが、基準額を超えた支出が見受けられ、これらの支出については事前に協議がなされていなかった。食糧費の支出については基準額を順守するとともに、基準額を超えて支出する場合は、その適否について十分に協議したうえで支出すべきである。

さらに、食糧費で支出されたものの中には、意見交換会の会費など負担金で支出すべき経費が多数見受けられたので、適切な支出科目で支出されたい。

（観光物産課）

<意見 見>

東京事務所及び福岡事務所においては、常時必要とする 3 か月以内の食糧費を資金前渡している。その際、食糧費支出伺簿には資金前渡の金額のみを記載して専決者の決裁を受け、精算時に支出ごとの日付、会議名等及び金額を記載した予算差引簿を課長が確認している。

食糧費の支出については、支出負担行為の前に、日時、場所、事由、出席者、債権者、金額等を記載した食糧費支出伺簿により専決者の決裁を受けることになっているが、資金前渡された食糧費の支払権限は資金前渡者に帰属し、その適正性については支払後に確認せざるを得ないところ、現状の確認方法では不十分であるから確実に精査できる方策を検討されたい。

また、食糧費執行基準は組織としての決裁を受けておらず、さらにその内容も、食糧費の執行範囲として示している「営業活動を推進するために、特に必要性が認められ例外的に行うことのできる具体的事例」が、広範囲に及び限定されていない。食糧費は、交際費と同様に住民の疑惑を招きやすい経費であるから、税金をもって賄われていることを十分認識し、速やかに食糧費執行基準の見直しを行い、適正な予算執行の徹底に一層努められたい。

（観光物産課）

イ 委託料について

<指摘事項>

- ① 観光物産課所管の 13 件の委託契約において、委託料を前金払により支出しており、そのうち 11 件については、前金払の率が契約金額の

10分の8となっていた。また、3件については委託料の減額に伴い、前金払で支出した委託料の返還が生じている。

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払ができる経費を定めた地方自治法施行令第163条及び五島市財務規則第66条に該当する場合に限り、前金払により支出することが認められている。また、支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみ適用すべきものであり、不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生じる場合のほかは、その性質上精算を伴わないものである。したがって、前金払については、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じてその必要性を十分に検討し、適正に処理されたい。

(観光物産課)

- ② 草木伐開業務委託及び道路除草業務委託において、契約の相手が特定されるという理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、2者から見積りを徴取していた。このことについては、平成27年度の定期監査において、当時の担当課であった管理課に対し指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。

随意契約は、地方自治法施行令、五島市財務規則及び市の随意契約ガイドラインの規定に該当する場合にのみ行うべきであるから、随意契約の方法による契約が適当であるかどうかの検討をしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

(建設課)

<指導事項>

- ① 集荷システム構築事業業務委託については、集荷システムを7月から運用開始する業務内容で6月30日に契約を締結している。しかしながら、集荷システムで使用する倉庫の修繕等により運用開始が9月に遅れ、委託料を減額している。さらに、当初契約金額の10分の8を前金払で支出していたことにより、4,890,516円の返還が生じた。契約締結時には、集荷システムを7月から運用できないことは予測できたのであるから、契約に当たっては、事業内容及び事業費の積算について事前に十分精査されたい。

(観光物産課)

- ② 2017 五島長崎国際トライアスロン大会バイクコース清掃業務委託において、随意契約ができる場合を定める地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するとして、五島市シルバー人材センターと

随意契約を締結している。当該規定に基づく随意契約を締結するに当たっては、五島市財務規則第86条の2において、あらかじめ契約の発注見通しを公表し、また、契約を締結した後においては、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表することとされているが、本件においてはどちらも公表していなかった。随意契約における透明性及び公平性の確保のため、五島市財務規則第86条の2の規定に基づき契約の発注見通し等を公表すべきである。

(スポーツ振興課)

(3) 財産管理に関する事務について

<指導事項>

廃棄処分した備品が備品台帳に登録されたままになっていた。また、備品台帳に登録されていない備品が存在していた。備品の廃棄及び取得に際しては、備品台帳の整備漏れがないよう徹底されたい。

(建設課)

(4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

(2) イ②において指摘した事項を除き、特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、6頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

資料

監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの